

立科町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

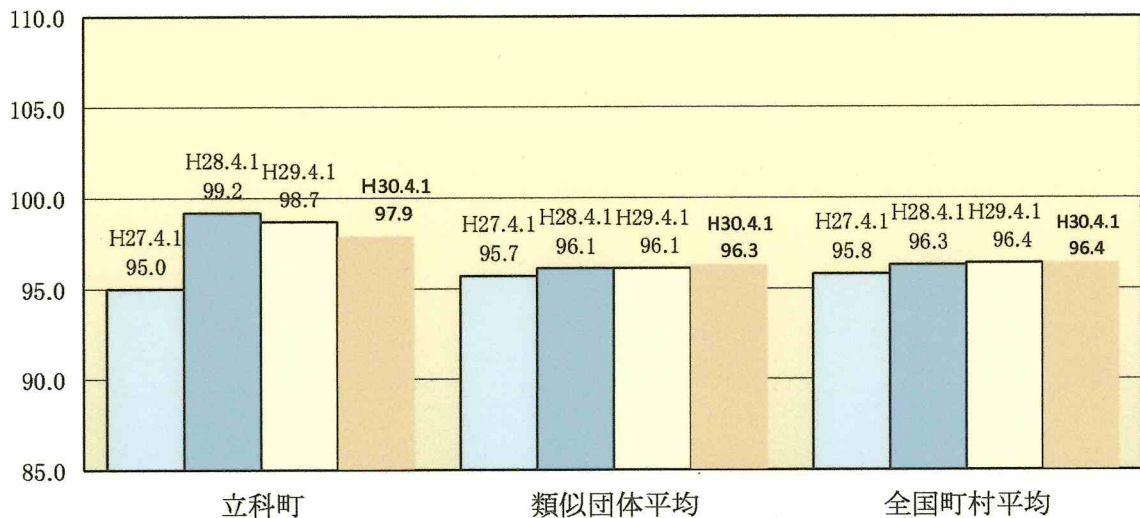
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
29	7,441	4,234,950	540,748	721,319	17.0	14.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29	83	296,066	35,658	112,871	444,595	5,357	5,523

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、当や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超える場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

*人事委員会を設置していないため、この欄は記載していません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%「の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に
 取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

地域手当の支給はありません。

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
立科町	41.2 歳	300,417 円	332,181 円	323,787 円
長野県	45.3 歳	337,543 円	399,919 円	373,323 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	41.5 歳	304,556 円	350,996 円	329,554 円

②技能労務職 (該当なし)

③看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
立科町	41.4 歳	305,140 円	319,343 円	308,567 円
長野県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	47.2 歳	315,014 円	— 円	350,632 円
類似団体	43.2 歳	305,059 円	348,667 円	317,969 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分		立科町	長野県	国
一般行政職 行政職給料表 (一)	大学卒	(1級25号俸) 182,500 円	189,200 円	179,200 円
	高校卒	(1級5号俸) 149,800 円	154,200 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	149,600 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
医療職 医療職給料表 (三)	大学卒	(2級9号俸) 210,200 円	— 円	— 円
	短大3卒	(2級5号俸) 200,700 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

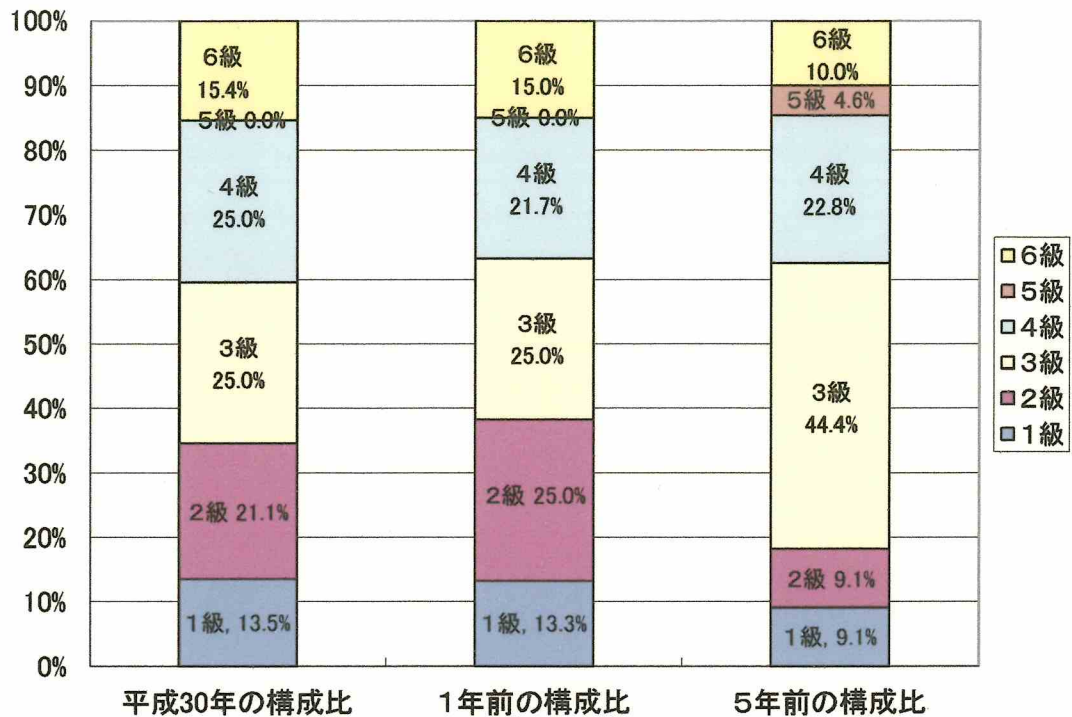
区分		経験年数 7～10 年	経験年数 10～15 年	経験年数 15～20 年
一般行政職	大学卒	237,900 円	260,300 円	316,000 円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	1 書記の職務	7	13.5	円	円
	2 主事の職務			145,200	251,600
2 級	主査の職務	11	21.1	円	円
				196,200	309,300
3 級	主任の職務	13	25.0	円	円
				233,100	356,000
4 級	1 主幹の職務	13	25.0	円	円
	2 係長の職務			266,800	390,800
5 級	課長補佐の職務	0	0.0	円	円
				293,300	399,800
6 級	課長の職務	8	15.4	円	円
				324,300	417,300

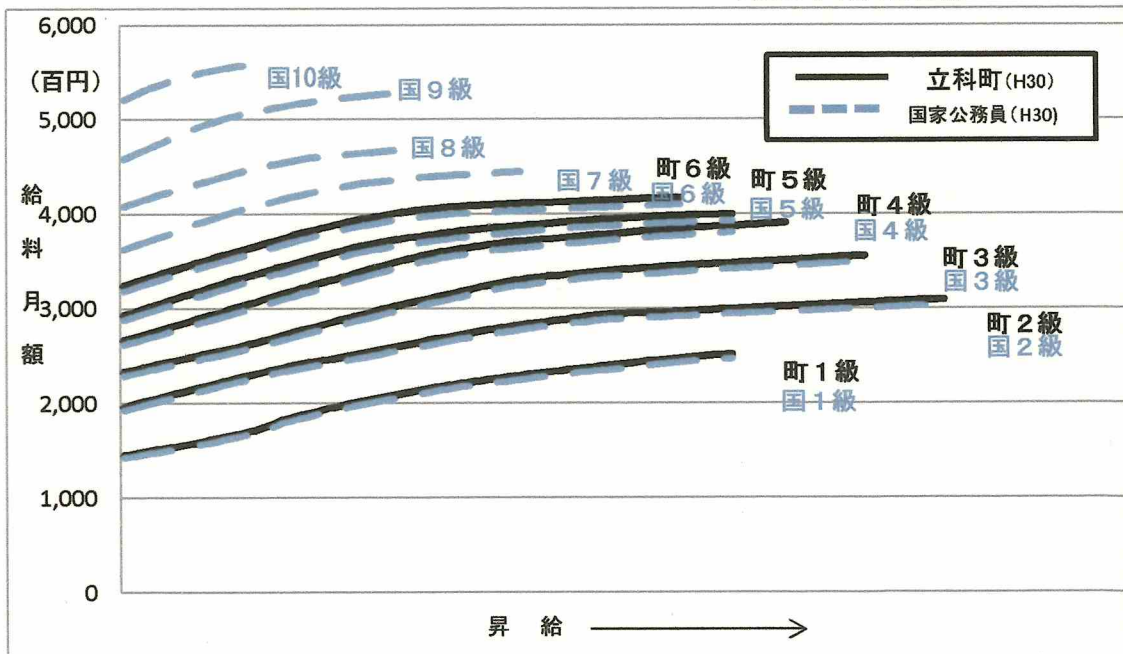
- (注) 1 立科町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))

平成30年4月1日時点



(3) 昇給への人事評価の活用状況(立科町)

平成30年4月2日から平成31年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	○		○	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成31年度		平成31年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

立科町	長野県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,293千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,733千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (立科町)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

立科町			国		
(支給率)	自己都合	勲褒・定年	(支給率)	自己都合	勲褒・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置)	・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		(その他の加算措置)	・定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	8,469 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	852,600 円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	32,792 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	28.3 %		
手当の種類(手当数)	8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
① 滞納整理手当	公金滞納整理従事者	滞納整理	400円/日
② 感染症等防疫作業手当	感染症防疫作業従事者	感染症等防疫作業	500円/件
③ 自動車乗用手当	特殊自動車運転手	運転業務	3,000円/月
	マイクロバス運転手		走行距離により 1,500~4,500円/日
④ 観光施設事業手当	観光課職員	観光施設・観光事業従事	2,000円/月
⑤ 行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱に従事する職員	行旅死亡人の取扱	1,500円/件
⑥ 用地交渉手当	用地交渉に従事する職員	用地交渉	500円/日
⑦ 索道主任技術者手当	索道主任技術者		10,000円/月
⑧ 索道主任手当	索道主任	主任業務に従事した期間	5,000円/月

(5) 時間外勤務手当

29年度決算	支給実績	7,571 千円
	職員1人当たり平均支給年額	108 千円
28年度決算	支給実績	8,347 千円
	職員1人当たり平均支給年額	139 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同及び異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)																																												
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 扶養親族のある職員に支給 配偶者 10,000 円 子 8,000 円 父母等 6,500 円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算 配偶者のない扶養親族1人目の手当額は子10,000円、父母等9,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 満18歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算 	8,402,000 円	227,081 円																																												
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家…家賃に応じて支給 上限27,000円 持ち家…所有する自宅に居住し、新築・購入5年まで2,500円(H21.12廃止) 	同	3,836,000 円	319,667 円																																												
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関等の利用者 運賃等相当額が55,000円以下については運賃相当額 自動車使用者等…通勤距離に応じて支給 <table border="1"> <tr><td>2 km未満</td><td>不支給</td></tr> <tr><td>2 km以上 3 km未満</td><td>4,500 円</td></tr> <tr><td>3 km以上 4 km未満</td><td>5,600 円</td></tr> <tr><td>4 km以上 5 km未満</td><td>6,700 円</td></tr> <tr><td>5 km以上 6 km未満</td><td>7,800 円</td></tr> <tr><td>6 km以上 7 km未満</td><td>8,900 円</td></tr> <tr><td>7 km以上 8 km未満</td><td>10,000 円</td></tr> <tr><td>8 km以上 9 km未満</td><td>11,100 円</td></tr> <tr><td>9 km以上</td><td>12,200 円</td></tr> </table>	2 km未満	不支給	2 km以上 3 km未満	4,500 円	3 km以上 4 km未満	5,600 円	4 km以上 5 km未満	6,700 円	5 km以上 6 km未満	7,800 円	6 km以上 7 km未満	8,900 円	7 km以上 8 km未満	10,000 円	8 km以上 9 km未満	11,100 円	9 km以上	12,200 円	<ul style="list-style-type: none"> 同 <table border="1"> <tr><td>～ 5</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>5 ～ 10</td><td>4,200 円</td></tr> <tr><td>10 ～ 15</td><td>7,100 円</td></tr> <tr><td>15 ～ 20</td><td>10,000 円</td></tr> <tr><td>20 ～ 25</td><td>12,900 円</td></tr> <tr><td>25 ～ 30</td><td>15,800 円</td></tr> <tr><td>30 ～ 35</td><td>18,700 円</td></tr> <tr><td>35 ～ 40</td><td>21,600 円</td></tr> <tr><td>40 ～ 45</td><td>24,400 円</td></tr> <tr><td>45 ～ 50</td><td>26,200 円</td></tr> <tr><td>50 ～ 55</td><td>28,000 円</td></tr> <tr><td>55 ～ 60</td><td>29,800 円</td></tr> <tr><td>60 ～</td><td>31,600 円</td></tr> </table>	～ 5	2,000 円	5 ～ 10	4,200 円	10 ～ 15	7,100 円	15 ～ 20	10,000 円	20 ～ 25	12,900 円	25 ～ 30	15,800 円	30 ～ 35	18,700 円	35 ～ 40	21,600 円	40 ～ 45	24,400 円	45 ～ 50	26,200 円	50 ～ 55	28,000 円	55 ～ 60	29,800 円	60 ～	31,600 円	5,656,000 円	91,226 円
2 km未満	不支給																																															
2 km以上 3 km未満	4,500 円																																															
3 km以上 4 km未満	5,600 円																																															
4 km以上 5 km未満	6,700 円																																															
5 km以上 6 km未満	7,800 円																																															
6 km以上 7 km未満	8,900 円																																															
7 km以上 8 km未満	10,000 円																																															
8 km以上 9 km未満	11,100 円																																															
9 km以上	12,200 円																																															
～ 5	2,000 円																																															
5 ～ 10	4,200 円																																															
10 ～ 15	7,100 円																																															
15 ～ 20	10,000 円																																															
20 ～ 25	12,900 円																																															
25 ～ 30	15,800 円																																															
30 ～ 35	18,700 円																																															
35 ～ 40	21,600 円																																															
40 ～ 45	24,400 円																																															
45 ～ 50	26,200 円																																															
50 ～ 55	28,000 円																																															
55 ～ 60	29,800 円																																															
60 ～	31,600 円																																															
管理職手当	<table border="1"> <tr><td>一 6級の課長</td><td>25,554 円</td></tr> <tr><td>種 5級の課長</td><td>24,222 円</td></tr> </table>	一 6級の課長	25,554 円	種 5級の課長	24,222 円	(円)	3,066,480 円	306,648 円																																								
一 6級の課長	25,554 円																																															
種 5級の課長	24,222 円																																															
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が休日等に勤務した場合に支給 課長 1回8,000円以内 	<table border="1"> <tr><td>一種</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>二種</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>三種</td><td>8,500円</td></tr> <tr><td>四種</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>五種</td><td>6,000円</td></tr> </table>	一種	12,000円	二種	10,000円	三種	8,500円	四種	7,000円	五種	6,000円	0 円	0 円																																		
一種	12,000円																																															
二種	10,000円																																															
三種	8,500円																																															
四種	7,000円																																															
五種	6,000円																																															
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 一般の宿日直 宿直 4,400円 日直 5,700円 	宿日直 4,400円	3,720,500 円	53,920 円																																												
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> 下記区分により11月～翌年3月まで月額で支給(国の4級地に該当) <table border="1"> <tr><th colspan="2">世帯の区分</th><th>月額(円)</th></tr> <tr><td rowspan="2">世帯主</td><td>扶養親族あり</td><td>17,800</td></tr> <tr><td>扶養親族なし(準世帯主)</td><td>10,200</td></tr> <tr><td colspan="2">その他の職員</td><td>7,360</td></tr> </table>	世帯の区分		月額(円)	世帯主	扶養親族あり	17,800	扶養親族なし(準世帯主)	10,200	その他の職員		7,360	<ul style="list-style-type: none"> 下記区分により11月～翌年3月まで月額で支給(円) <table border="1"> <tr><th>級地</th><th>世帯主</th><th>準世帯主</th><th>その他</th></tr> <tr><td>1</td><td>26,380</td><td>14,580</td><td>10,340</td></tr> <tr><td>2</td><td>23,360</td><td>13,060</td><td>8,800</td></tr> <tr><td>3</td><td>22,540</td><td>12,860</td><td>8,600</td></tr> <tr><td>4</td><td>17,800</td><td>10,200</td><td>7,360</td></tr> </table>	級地	世帯主	準世帯主	その他	1	26,380	14,580	10,340	2	23,360	13,060	8,800	3	22,540	12,860	8,600	4	17,800	10,200	7,360	5,560,049 円	61,099 円													
世帯の区分		月額(円)																																														
世帯主	扶養親族あり	17,800																																														
	扶養親族なし(準世帯主)	10,200																																														
その他の職員		7,360																																														
級地	世帯主	準世帯主	その他																																													
1	26,380	14,580	10,340																																													
2	23,360	13,060	8,800																																													
3	22,540	12,860	8,600																																													
4	17,800	10,200	7,360																																													
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> 医療職給料表(三)の適用を受ける職員 支給期間及び月額 採用の日から1年間 1,000円 上記満了日翌日から1年間 700円 上記満了日翌日から1年間 400円 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難等である官職(医療職給料表(一))の適用を受ける医師、科学技術に関する専門的知識を必要とする者等の区分に応じ413,800円～20,000円の月額を支給する。 	22,000 円	11,000 円																																												

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	681,000 (—)円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 345,000 円	
	副 町 長	608,000 (—)円	653,000 円 / 360,000 円	
	教 育 長	543,000 (—)円	— / —	
報 酬	議 長	289,000 (—)円	365,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	211,000 (—)円	316,000 円 / 168,000 円	
	議 員	196,000 (—)円	301,000 円 / 143,000 円	
期 末 手 当	町 長	(29年度支給割合) 6月期 1.55 月分		
	副 町 長	12月期 1.75 月分		
	教 育 長	(29年度支給割合) 6月期 1.55 月分		
	議 長	12月期 1.75 月分		
退 職 手 当	議 員	(算定方式)		
	町 長	給料月額(681,000円)×在職月数×0.42	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額(608,000円)×在職月数×0.25	13,892,400 円	任期毎
	教 育 長	給料月額(543,000円)×在職月数×0.19	7,412,736 円	任期毎
			4,952,160 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

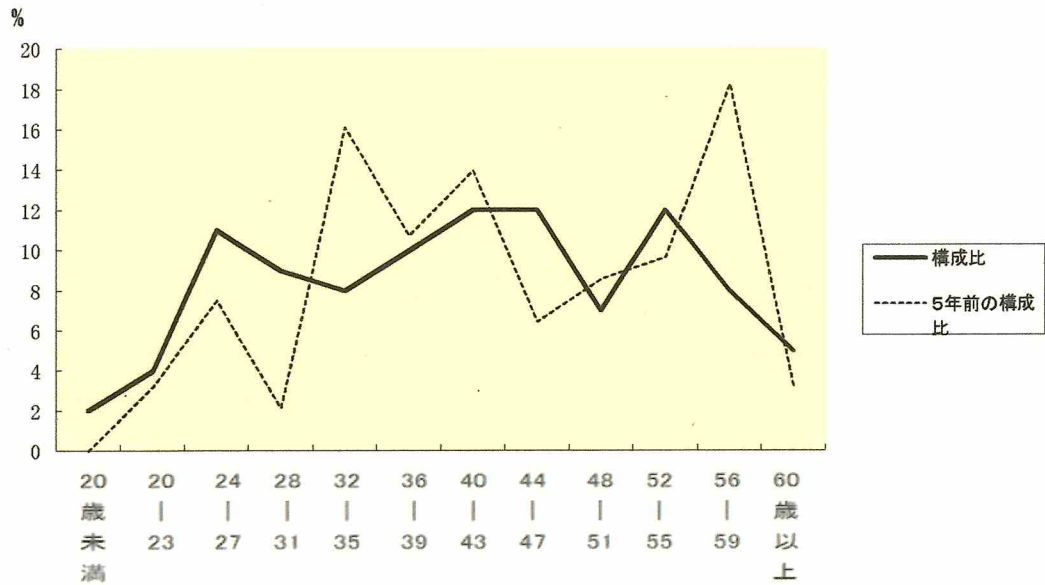
(各年4月1日現在)

分 区	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成30年	平成29年			
普通会計部門	議 会	2	1	1	任期付職員採用
	総 務	24	25	△ 1	欠員不補充(異動)
	税 務	5	5	0	
	労 働	0	0	0	
	農 林 水 産	6	6	0	
	商 工	6	5	1	欠員補充
	土 木	4	5	△ 1	欠員不補充(異動)
	民 生	22	21	1	保育士の採用
	衛 生	6	5	1	保健師の採用
	計	75	73	2	《参考》 人口10,000人当たり職員数 100.79 人 (類似団体の " 129.23 人)
教育部門	9	10	△ 1	欠員不補充(異動)	
消防部門	0	0	0		
小 計	84	83	1	《参考》 人口10,000人当たり職員数 112.88 人 (類似団体の " 107.04 人)	
公営企業等会計部門	病 院	0	0	0	
	水 道	4	4	0	
	索 道	6	3	3	任期付職員採用
	下 水 道	2	2	0	
	そ の 他	4	4	0	
小 計	16	13	3		
合 計	100 [156]	96 [156]	4	《参考》 人口10,000人当たり職員数 134.39 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	4人	11人	9人	8人	10人	12人	12人	7人	12人	8人	5人	100人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年度 部門別		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	過去5年間の増減数(率)
普通会計	一般行政	66	65	53	61	73	75	9 (13.64 %)
	教育	11	10	9	9	10	9	△ 2 (△ 18.18 %)
	消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.00 %)
	計	77	75	62	70	83	84	7 (9.09 %)
公営企業等会計		16	15	12	14	13	16	0 (0.00 %)
総合計		93	90	74	84	96	100	7 (7.53 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 H26年までは教育部門に教育長を含む。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

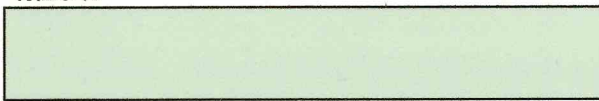
区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占める 職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
29	244,023	51,751	19,303	7.9	5.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
29	4	10,688	947	3,795	15,430	3,858

(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項



② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
企業職	歳 45.0	円 272,350	円 293,373
類似団体平均 (水道事業)	歳 44.2	円 341,066	円 511,425

(注) 類似団体平均は 1 基本給は、給料+扶養手当+調整手当の額を含みます。
2 平均月収額は、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職	立科町	類似団体平均 (水道事業)
1人当たり平均支給額(29年度) 1,116 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,293 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,505 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況)

イ 退職手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

企業職	立科町	類似団体平均 (水道事業)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.588875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.71 月分 最高限度額 47.709 月分 47.71 月分 (その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.670 月分 24.588875 月分 勤続25年 28.040 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.758 月分 47.71 月分 最高限度額 47.71 月分 47.71 月分 (その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額 0 千円	1人当たり平均支給額 8,469 千円	1人当たり平均支給額 9,878 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (29年度決算)		28,800	円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		7,200	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		100.0	%
手当の種類 (手当数)		8	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
①滞納整理手当	公金滞納整理従事者	滞納整理	400円/日
②感染症等防疫作業手当	感染症防疫作業従事者	感染症等防疫作業	500円/件
③自動車乗用手当	特殊自動車運転手	運転業務	3,000円/月
	マイクロバス運転手		走行距離により 1,500~4,500円/日
④観光施設事業手当	観光課職員	観光施設・観光事業従事	2,000円/月
⑤行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱に従事する職員	行旅死亡人の取扱	1,500円/件
⑥用地交渉手当	用地交渉に従事する職員	用地交渉	500円/日
⑦索道主任技術者手当	索道主任技術者		10,000円/月
⑧索道主任手当	索道主任	主任業務に従事した期間	5,000円/月

オ 時間外勤務手当

29 年度決算	支給実績	209	千円
	職員1人当たり平均支給年額	52	千円
28 年度決算	支給実績	162	千円
	職員1人当たり平均支給年額	54	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績 (29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	一般行政職との 異同及び異なる 内容	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
		(平成29年度決算)	(平成29年度決算)
扶 養 手 当	同	482,681 円	482,681 円
住 居 手 当	同	0 円	0 円
通 勤 手 当	同	54,000 円	54,000 円
管 理 職 手 当	同	0 円	0 円
管理職員特別勤務手当	同	0 円	0 円
宿 日 直 手 当	同	0 円	0 円
寒 冷 地 手 当	同	172,754 円	57,585 円